

2022 年 7 月 6 日

受益者さま各位

東京海上アセットマネジメント株式会社

弊社公募投資信託の 7 月 6 日付の基準価額の下落について

下記の弊社公募投資信託の 7 月 6 日付の基準価額が前営業日比で 5%以上下落いたしましたので、その状況についてご報告いたします。

記

ファンド名	基準価額 (円/1 万口)	前営業日比 (円)	騰落率 (%)
東京海上 Rogge 世界ハイブリッド証券ファンド(通貨選択型) ロシア・ルーブルコース (毎月分配型)	5,180	▲707	▲12.0

※足もとのロシア情勢の緊迫化等に伴い、「東京海上 Rogge 世界ハイブリッド証券ファンド(通貨選択型) ロシア・ルーブルコース (毎月分配型)」につきましては、投資信託約款の規定に基づき、設定・解約の申込み受付を 2022 年 2 月 28 日より一時停止しております。

※騰落率については税引前分配金を再投資したものとして計算しています。

※本日、決算日のファンドについて

本日分配金をお支払いしたファンドについては、前営業日比の数値は分配金のお支払いを含めた表示となっております。

■ 当資料は、投資信託の運用状況を開示する目的で作成したものであり、証券の勧誘を目的とするものではありません。また、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■ 投資信託は、株式や債券など値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。

<基準価額下落の背景>

対象ファンドの7月6日付の基準価額の下落は、主にロシア・ルーブルの下落によるものです。

ロシア・ルーブルは2022年3月中旬以降、米ドルなどに対して大幅に反発しており、2022年6月末時点では、同通貨の対米ドルレートは、ロシアによるウクライナ侵攻が始まる直前の水準よりも高い状況にありました。

一方で、7月に入ると世界的な景気減速懸念が強まり、投資家のリスク回避姿勢が強まっていることや、ロシア政府がルーブルの上昇を抑制する方法を検討していることなどから、足もとでは、ロシア・ルーブルは対米ドルで下落しました。

こうした環境下、対象ファンドの基準価額は大きく下落しました。

<今後の見通し>

ロシアとウクライナの紛争はウクライナ東部地方を中心に続いており、ウクライナ東部の領土と主権に関するロシアとウクライナの考えにも大きな差があることなどから、両国間の紛争は長期化する可能性があると考えます。

また、ロシアの金融機関に対する金融取引の制限、政府関係者の資産凍結、民間企業のロシアとの取引やサービス提供停止に加えて、エネルギー関連の規制強化など、欧米諸国や日本によるロシアへの経済制裁が一層強化され、ロシア国内での取引やサービス停止の範囲が拡大する可能性があります。

このような状況下で、今後のロシア経済は悪化する可能性があり、ロシア・ルーブルについても変動が大きい状況が続く可能性があることとみられることから、細心の注意が必要になると考えます。

<対円為替相場騰落率 2022年7月5日（7月1日比）>

通貨	騰落率
ロシア・ルーブル	▲13.1%

※ロシア・ルーブルの騰落率は、ファンドが投資対象とする「東京海上ストラテジック・トラスト-東京海上Rogge グローバル・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンド（ケイマン諸島籍円建て 外国投資信託）」ロシア・ルーブルクラスの基準価額算出に使用する為替フォワードレートに基づき算出した変動率です。

出所：ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行 S.A.

以上

■ 当資料は、投資信託の運用状況を開示する目的で作成したものであり、証券の勧誘を目的とするものではありません。また、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■ 投資信託は、株式や債券など値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。

投資信託にかかるリスク・費用について

■投資信託にかかるリスクについて

投資信託は、主に国内外の株式や公社債等値動きのある証券に投資をしますので、これらの組入資産の価格下落等や外国証券に投資する場合には為替の変動により基準価額が下落し、損失を被ることがあります。投資信託は、預貯金や保険と異なります。また、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。個別の投資信託毎にリスクの内容や性質が異なりますので、投資に当たっては投資信託説明書(交付目論見書)や契約締結前交付書面等をよくご覧ください。

■投資信託にかかる費用について

【投資者が直接的に負担する費用】

- 購入時 …購入時手数料 上限 3.3%(税込)
- 換金時 …信託財産留保額 上限 0.5%

【投資者が間接的に負担する費用】

- 運用管理費用(信託報酬) …上限 年率 2.035%(税込)

※ファンド・オブ・ファンズでは、一部を除き、ファンドが投資対象とする投資信託証券の運用管理費用等を別途ご負担いただきます。

- その他の費用・手数料 …監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、信託事務等に要する諸費用等

※上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、事前に表示することができません。詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)、契約締結前交付書面等をよくご覧ください。

<ご注意>

上記のリスクや費用につきましては、一般的な投資信託を想定しています。費用の料率につきましては、東京海上アセットマネジメントが運用するすべての投資信託のうち、徴収するそれぞれの費用における最高の料率を記載しています。費用の詳細につきましては、個別の投資信託毎の投資信託説明書(交付目論見書)や契約締結前交付書面等をよくご覧ください。投資信託にかかるリスクや費用は、投資信託毎に異なりますので、投資をされる際には、事前に投資信託説明書(交付目論見書)や契約締結前交付書面等をよくご覧ください。

■ご留意事項

- 当資料は、東京海上アセットマネジメントが作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。お申込みに当たっては必ず投資信託説明書(交付目論見書)をご覧の上、ご自身でご判断ください。投資信託説明書(交付目論見書)は販売会社までご請求ください。
- 当資料の内容は作成日時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- 当資料は信頼できると考えられる情報に基づき作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。当資料に掲載された図表等の内容は、将来の運用成果や市場環境の変動等を示唆・保証するものではありません。
- 投資信託は、値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には、この他に為替変動リスクもあります)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。
- 投資信託は金融機関の預金とは異なり元本が保証されているものではありません。委託会社の運用指図によって信託財産に生じた利益および損失は、全て投資家に帰属します。
- 投資信託は、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 投資信託は、預金および保険契約ではありません。また、預金保険や保険契約者保護機構の対象ではありません。
- 登録金融機関から購入した投資信託は投資者保護基金の補償対象ではありません。

設定・運用は

東京海上アセットマネジメント株式会社

ホームページ: <https://www.tokiomarineam.co.jp> サービスデスク: 0120-712-016(受付時間: 営業日の 9:00~17:00)

商号等 : 東京海上アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第361号

加入協会: 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

■ 当資料は、投資信託の運用状況を開示する目的で作成したものであり、証券の勧誘を目的とするものではありません。また、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■ 投資信託は、株式や債券など値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。